

福 介 第 660 号

平成 28 年 5 月 25 日

介護保険福祉用具貸与事業者 各位

寝屋川市福祉部高齢介護室

室長 畑中 克仁

福祉用具貸与における選定の判断基準の変更について（通知）

平素は本市介護保険行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市において介護保険で給付される福祉用具の貸与品については、平成 16 年 6 月 17 日付け老振発第 0617001 号「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」を受け、公益財団法人テクノエイド協会（以下、「テクノエイド協会」とする。）が運営する「福祉用具情報システム」で「貸与」の区分認定を受けた福祉用具のみを貸与品としているところですが、現状において、福祉用具情報システムで「貸与」の区分認定を受けていない福祉用具が増加しており、今般、取扱いを変更いたしましたので、下記のとおり通知いたします。

記

1 福祉用具貸与品の選定の基準についての変更

（変更前）テクノエイド協会で「貸与」区分の認定を受けたものについてのみ、給付の対象とします。

↓

（変更後）テクノエイド協会で「貸与」区分の認定を受けたものと同等の機能・性能を有した同程度の金額のものであり、厚生労働省告示並びに取扱いに関する通知の基準を満たすものは、給付の対象とします。貸与の基準を満たすかどうか判断がつかない場合には、カタログ等を持参のうえ個別にご相談ください。ただし、用具使用中の事故等により安全性が危ぶまれる場合には貸与できないことがあります。

2 参考

テクノエイド協会「福祉用具情報システム」

<http://www.techno-aids.or.jp/system/index.shtml>

厚生労働省告示並びに取扱いに関する通知

平成 11 年 3 月 31 日 厚生省告示第 93 号（最終改正：平成 24 年 3 月 13 日）

平成 12 年 1 月 31 日 老企第 34 号（最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）

テクノエイド協会とは・・・

福祉用具に関する調査研究及び開発の推進、福祉用具情報の収集及び提供等を行い、福祉用具の安全かつ効果的な利用を促進している団体です。厚生労働省が開発した福祉用具情報システムの管理運営を行っています。

福祉用具情報システムとは・・・

テクノエイド協会により収集された福祉用具に関する情報を検索できるシステムです。掲載された福祉用具は、厚生労働省告示並びに取扱いに関する通知に基づきテクノエイド協会がそれぞれ「貸与」又は「販売」のマークをつけ掲載しており、参考情報として利用することができます。「貸与」「販売」のマークのないものについては、テクノエイド協会の収集した情報では対象用具となるか否か判断ができなかったものです。

【連絡先】

寝屋川市福祉部高齢介護室

給付担当

Tel : 072-838-0518 (直通)

Fax : 072-838-0102

E-mail:kaigo@city.neyagawa.osaka.jp